

大鳥圭介公使の朝鮮帰任（一八九四年六月）について

大澤 博明

はじめに

一八九四年六月上旬駐朝鮮特命全權公使大鳥圭介は、急遽朝鮮帰任を命ぜられる。大鳥は帰任事情について以下のように語っている。

東学党の勢が益々猖獗で韓兵では到底鎮圧し難からうとの情報が頻々として来る。扱世の中が面白くなって来た、事によると大事件が持ち上がる哩と思つて居る処へ韓廷から李鴻章に援兵の依頼があったので清国では軍隊を出動せしめたと云ふ飛電が到着する。直ちに外務省に出頭し陸奥大臣に面会すると陸奥も病中で気の毒だが今度は一つ骨を折て貰いたいと云はれる。陸奥の意向を叩くと期せずして我輩の見る所と一致し此機会を以

て支那を遣付けようと云のである。我輩は雀躍して喜び直ちに軍艦八重山に投じて横須賀を出発したが、此時見送りに来て呉れた陸奥に向かつて今度は生還を期せないよと云ふと、陸奥は熱涙を揮って君が死ねば僕が確かに骨を拾ふ緊かり遣て呉れ給えと云われたが、我輩と陸奥とは中年以来の交際であるが胆力があり決断が早く近代稀に見るの英物と信ずる¹⁾。

この大鳥談話を、日清開戦過程の詳細な研究を行った、信夫清三郎は「大鳥公使に対する陸奥外相の口達は、大鳥公使自身によつては、甚だしく誇張されてつたへられてゐる」と評している²⁾。こうした評価が下される理由は、大鳥談話が陸奥宗光外相と大鳥自身を開戦派としてゐるからである。信夫によれば「陸奥外相の出兵政策は朝鮮における日清勢力の『平均を維持』すること」であり日本をとり巻く国際環境も日本の日清開戦を許容する状況でもなく、陸奥外相は「時局の平和的收拾を目的」としなければならず、勢力の平均を維持するという「平和主義」を持っていたという理解があつたからである³⁾。

小稿の目的は、生還を期せないとする悲壮な大鳥の覚悟はどのような文脈で発せられたのかを検討することにある。はたして、前に引用した大鳥談話は、陸奥と大鳥が日清開戦論者であつたことを傍証する史料の一つとして位置づけられるのであろうか、あるいは、甚だしく誇張された一顧だに値しないものであろうか。それとも、それらとは違った理解が可能なのであろうか。

一 清の朝鮮併合説

大鳥公使帰任事情に関して陸奥『蹇蹇録』は以下のように記している。即ち、六月二日閣議決定による朝鮮出兵は天皇の裁可を得て実施に移されることになり、陸奥外相は大鳥公使にいつでも朝鮮に帰任できるよう準備することを命じる。そして、陸奥外相は西郷従道海相との間で、①大鳥公使を軍艦八重山に搭乗させること。②八重山には海兵を増載すること。③八重山と海兵は大鳥公使の指揮に従う、という三点を海相が海軍部内に命令することを取り決めた。外相と海相の協議を受けて八重山には一〇〇名近い海兵を増員して載せ、釜山着港の艦を仁川に廻航させて仁川港の「守備」に充て、大鳥公使の京城入京時には大鳥の請求に応じて各艦から海兵を派出し都合三〇〇―四〇〇名の海兵が随伴できるよう措置された。これは、大鳥公使が朝鮮に帰任しようするとき「既に来て同国に駐在するやも計られざる清兵に対して、これと平等の勢力を失わざらんことを期」すためであった。⁽⁴⁾

以上の記述を大鳥公使と共に軍艦八重山に搭乗して朝鮮に出張した海軍軍令部第二局員海軍少佐安原金次の自伝に拠ってみると次の如くである。即ち、朝鮮への出張命令が下された六月四日、西郷海相は安原海軍少佐に以下のような内訓を与えた。①陸軍出兵より前に大鳥公使と共に八重山に乗って仁川に急行すること。②八重山、大和、筑紫、赤城の各艦からなるべく多数の陸戦隊を編成し公使と共に京城に入ること。③陸戦隊の編成に関しては平山藤太郎八重山艦長と協議し、陸戦隊の進退は大鳥公使と協議すること。④「陸戦隊の指揮官は特に選抜を要すべきを以て艦長の職にあるものと雖も之に充つることを得」ること。⑤横須賀海兵団から約百名の兵員を臨時に八重山

に乗艦させること。⁵安原少佐は、八重山艦長平山海軍大佐と協議して、八重山、大和、筑紫、赤城の四艦から約二六〇名の陸戦隊一大隊（五小隊と一砲隊）を編成することを予定し、「昼夜に係はらず仁川に上陸し京城に向けて行進を始」めることを決した。但し、総指揮官兼大隊長は未定であった。⁶陸奥『蹇蹇録』と安原自伝の記述は特に矛盾するものではない。

安原の自伝で関心を引くのが海相内訓第四項に見える陸戦隊指揮官を艦長職のものを充てることができるとする部分である。各艦の艦長は、八重山（一六〇九トン）平山海軍大佐、大和（一五〇二トン）舟木練太郎海軍大佐、筑紫（一三七二トン）三善克巳海軍大佐、赤城（六二二トン）坂本八郎大海軍少佐である。大佐級の海軍軍人を陸戦隊の総指揮官にする理由は、なぜであったのだろうか。信夫の議論は、陸奥と大鳥が清との開戦を積極的に望んでいたとしている所を問題としているわけである。しかし、日清開戦となるのは、日本が清に対して戦争を仕掛ける場合と清が日本に対して軍事攻撃する場合の二様がありうるであろう。前に引いたように『蹇蹇録』は大鳥公使帰任より前に清兵が朝鮮京城に到着している可能性を記しているが、大鳥自身がどのように状況を認識していたかを示す貴重な史料が、『時事新報』での大鳥談話から一〇〇年を経て、公刊された。大鳥公使に同行した安原海軍少佐の自伝によると、朝鮮に向かう途次、大鳥と安原との間に以下のような問答が交わされたと記されている。

時に大鳥公^{マユ}私^シ予^ヨに語て曰く或は清兵既に京城に入りしならんか、然る時は必らず城外に於て我兵と衝突すべしと、而して我が兵の精否を予に質し且つ城外附近の地形を細かに説明したりき、（中略）茲に於て予は公使に答て曰く軍事のことは一に小官等に委せられよ必らず貴意に副ふべしと。是れより公使又た兵事を語らず⁷

清兵が先着しているかもしれないという認識は陸奥と大鳥に共通していたと言える。問題は、陸奥が『蹇蹇録』で明示しなかった清兵先着の意味である。安原少佐によれば、大鳥は京城に先着した清兵が海兵を率い入京しよう

とする大鳥一行を阻止するために武力攻撃を仕掛けてくることを想定していたというのである。日本側が清軍を攻撃して軍事衝突が起きるというのではない。また、日本による「挑発」に乗って清が攻撃を行うというわけでもない。清軍が意図的に日本公使の帰任を武力で阻止するであろうという想定が述べられているのである。

なぜ清軍が日本側を攻撃してくるのであるのか。ここでは、清の出兵意図が朝鮮併合にあるかもしれないという事が前提になっていると考えなければならない。大佐級の艦長職にある軍人を海軍陸戦隊総指揮官に充てようとした理由は、交戦の可能性を考慮したからに他ならないと推測できる。海軍軍令部から派遣された安原は海軍少佐であり、朝鮮公使館付の海軍武官新納時亮も海軍少佐である。大鳥公使を護衛しながら入京する陸戦隊が場合によっては清兵と銃火を交えるかもしれないとすれば、公使と協議して陸戦隊の指揮を執る軍人として現地における最も高位の海軍大佐級の艦長が求められたのであろう。

清軍による日本側攻撃予想は、大鳥や安原等が抱いただけではない。六月二日の閣議で朝鮮への出兵を決定した日本政府は、混成旅団を編成して派遣する事にした。混成旅団派遣は清の朝鮮併合を牽制することを目的の一つとしていた。⁸⁾混成旅団参謀として朝鮮に出張した陸軍歩兵少佐長岡外史は、陸軍歩兵少佐一戸兵衛率いる先発大隊と共に六月一日下関を出帆することになる。船中、長岡や一戸等は「無論支那は、軍艦の精鋭を盡して（総兵聶士成、直隸提督葉士超の率いる兵を載せた）是れ等の運送船を護送するであらう。然るに定遠、鎮遠の如き有力の戦艦は、我が日本には一隻もない。先づ当分の間朝鮮海海権は、支那の掌中を離れぬであらう。葉士超の統率する軍隊は、京城への捷路で、且揚陸の容易なる仁川に上陸するであらう。而して直に京城に進入して王都を占領し、以て天下に号令するであらう」と予想した。⁹⁾朝鮮併合を意図しているとすれば、朝鮮西海岸の制海権を清が掌握することを前提に考えなければならぬ。そうすると、一戸大隊が無事仁川に上陸できるかどうか予断を許さない。

大本営も清海軍によって一戸大隊の仁川上陸が不可能となる可能性を否定せず「仁川港若くは其附近に上陸」するよう命じていた。しかし、牙山湾や群山湾などに着いたとしても上陸資材もなく上陸後入京までの食糧などの補給も困難であった。このため「敵の砲火を冒して、運送船を仁川埠頭に乗り著け、海中に飛込まうではないか、といふが如き暴論も出た¹⁰⁾」という。

二 日清共同朝鮮内政改革論と政府の軍統制

大鳥公使が京城に帰任する際に清軍からの攻撃があり得るものと予想していたとする安原自伝の記述は、他の史料に照らしても肯首し得る。日本政府を始め陸軍も海軍も、清の朝鮮併合説を前提に清側が日本側を攻撃する可能性を想定していたことが確認できる。

朝鮮出兵に関連して朝鮮に出張する外交官や軍隊指揮官に対して幾つかの訓令が出されている。第一群は、六月四日から五日にかけて出された、朝鮮に出張する者が所属する組織の長からうけた訓令である。これには、六月四日付の大鳥公使宛陸奥外相訓令（全九項¹¹⁾）の他に、六月五日付の混成旅団長大鳥義昌陸軍少将宛参謀総長命令と同日付の常備艦隊司令長官伊東祐亨海軍中将宛海軍大臣訓令がある¹²⁾。この三つの中では、大鳥公使宛訓令が最も詳細で重要な位置を有している。上奏され総理大臣・陸軍大臣・海軍大臣へも写しが送付されているからである。第二群は、朝鮮に出張する陸軍、海軍の代表に（大鳥陸軍少将と伊東海軍中将）対する六月八日付けの伊藤総理大臣訓令である（大鳥宛と伊東宛は前文の表現が陸軍と海軍の違いを反映した若干の相違があるが訓令内容は全八項で同文）。

伊藤総理大臣訓令は、井上毅文部大臣が伊藤総理の為に起案したものを陸奥外相が六月六日に修正を加え七日の閣議決定を経て八日に天皇の裁可を得て発せられたものである。¹⁴ これらは、大鳥公使宛訓令と同様の重みを有している。第三は、六月六日付け混成旅団長大鳥義昌陸軍少将宛参謀総長訓令（全七項）¹⁵ である。これら三群の訓令がどのような関係にあるのかを見ておこう。

『蹇蹇録』において陸奥は、大鳥が東京を出発するに際し「最も精細なる数件の訓令」を与えたとして三つの要旨を記している。第一に、相当の軍隊を朝鮮に派遣することがあること。第二に、「極めてやむをえざるの場合に及ぶまでは平和の手段を以て時局を了結することを第一義とすべしと心得べし」というの要旨を以てした。そして、第三に、「右訓令中、もし時局急促して本国政府の訓令を請う暇なき場合あるにおいては、同公使が適当と思料する臨機処分を施すことを得べしとの一項をも加」えた。この臨機処分について陸奥は、「この訓令中にはあたかも表裏二個の主義を含有したるの観なき能はざるも」、「非常なる権力を附与」することはやむを得ない事情があったと述べている。¹⁶

九項目から成る六月四日付の大鳥公使宛陸奥外相訓令を大きく分ければ、①公館、居留民保護という出兵目的（名義）を確認する部分（第三項）、②出兵は済物浦条約に基づき天津条約の手続きを踏んだものであるという出兵の法的根拠や手続きを確認する部分（第二、四、六、七項）、③日清両国軍の衝突を避けながら朝鮮内乱の鎮定に日本軍も参加することを想定した部分（第三、五項）、④兵力を以て朝鮮や諸外国の公館や人々に保護を与えることを命じている部分（第八項）、⑤大鳥に対する臨機処分の権限即ち、第一から第八項に「列記せざるの事項にして急速を要し電訓を請はる、暇なきときは閣下に於て臨機処分せらるべき事。尤も此場合には後に電信又は書信にて速かに事状を具報」するよう命じた第九項部分に分けられる。「遣外使臣は本国政府の訓令以上に行動す

る能はず、又訓令以外に行動するを許されないのは現代外交組織の根本義で、使臣が任地にて独断擅行をやったり、又は本国政府の訓令に逆振を喰はずやうでは、啻に官紀の論であるのみならず、国家の外交方針を対手国の前に徹底せしむること能はざる實際上の不利不便を醸すから、断じて避けしめねばならぬこと論を俟ない。それ丈、外務大臣の在外使臣への訓令は明確、周到、緊括、堅勁、一言しにて云へば、能く要領を得、使臣をして惑ふ勿らしむるものたるを要する¹⁷。ことが原則であるとするならば「臨機処分」権の付与は、陸奥が言うように、例外的であるといえる。しかし、これを以て、あたかも、日本が清に対して戦争を仕掛けようとした、というような議論を展開するとおかしなことになる。

なぜならば、伊藤首相と陸奥外相が意図した出兵の政略目的は、日清共同朝鮮内政改革にあつたからである。このため大鳥公使宛外相訓令第三項は「若し朝鮮政府に於て変乱鎮定の為め帝国兵力の援助を乞ふときは該地出張の帝国陸軍総指揮官と協議の上朝鮮政府の請求に応ぜらるべき事」とし、第五項は「帝国兵員にして若し清国兵員と同一地に駐屯するか若くは又均く朝鮮政府の請求に依り戦地に出陣する場合あるときは彼此衝突を引き起さざる様十分意を用ひらるべき事」と命じたのである。この第三項と第五項訓令は、日清共同朝鮮内政改革の手がかりをつかむための内乱鎮定圧行動において必要になるものである。この政略目的を達成することを前提に、六月五日付陸海軍関係訓令は、派遣陸海軍に対して大鳥公使と「外交上に関する事項」に関して協議したり「氣脈を通じ」るよう命じているといえよう。更に、伊藤首相訓令の第六項は「若朝鮮政府危急に至り彼より我が公使を経て救援を求むることあるの場合に至らば更に公使より政府の旨を伝ふるべきに依り臨機鎮圧の処分及ぶべし」とする。出兵の政略目標実現にむけた朝鮮内乱鎮定に日本軍が協力することは、日本政府の意思決定に基づくものであること。故に出先軍は大鳥公使や日本政府の意思に従うように命じられている。そして、大鳥少将宛参謀総長訓令第四項で

は、「変乱鎮定の為め朝鮮政府より帝国軍隊の助力を請求するときは公使と協議の上之に従事あるべし。然れども作戦の事は固より一に貴官の専行たるべし」と出先軍に対して政府や公使の方針に従うよう命じた。内乱軍（いわゆる東学党軍）に対して軍事力を以て朝鮮政府を支援するかどうかは政府が決定する事項であり公使を通じて伝えられる政府決定に軍は従うこと。こうした政治決定のあり方を前提として、出先軍の独立した権限は内乱鎮定作戦に伴う軍事内在的専門技術の行使に限定されることを示した。軍事組織の運用や軍事力の行使に関して、日本政府――大鳥公使――出先軍という階層的秩序が存在していた事を以上から読み取る事ができる。

以上のような階層的秩序は、日清両軍衝突防止を命じる項目にも見ることができ。陸奥外相訓令第五項は、日本軍がもし清国兵と同一地（例えば京城などが想定できよう）に駐屯したり、朝鮮政府の請求によって内乱鎮圧作戦を実行する場合には清軍と衝突を起さないよう十分注意するよう命じるが、伊藤首相訓令第八項も「若清国より出兵の事あらば互に軍隊の相当なる敬礼を守り衝突を避け細故を以て隣誼を敗らざること」に注意すべし」と現地軍指揮官に重ねて注意を喚起し、参謀総長訓令第五項でも「若し清国軍隊と共に戦地に出張し或は同一地方に駐在するときは公使と協議区処して彼我の衝突を来さざることに注意あるべし」と命じていた。政府は政略目的達成にむけて軍を統制する、軍は政府の政略目標に協力するという関係が浮かび上がってくる。

三つの訓令群の關係は、①大鳥公使宛外相訓令は内閣が示す出先の行動指針であり、②伊藤首相による出先陸海軍指揮官に対する訓令は、政府・公使の方針に出先軍が従い政府方針を支援すべきことを徹底させるものであり、③参謀総長訓令で専門技術的な部分が言及される關係にあるとすることができであろう。「内閣総理大臣は機務を奏宣し、旨を承けて大政の方向を指示し、各部統督せざる所なし」、「若夫れ国の内外の大事に至ては、政府の全局に關係し、各部の専任する所に非ず。而して謀猷措画必各大臣の協同に依り、互相推譲することを得ず。此の時

に当て各大臣を挙げて全体責任の位置を取らざるべからざるは固より其の本分なり」と伊藤博文は大臣の輔弼責任論を示したが、「内閣官制」下にあつても首相の優越的な権限は維持されており、¹⁹伊藤首相の政治指導が以上の諸訓令において表現されていたということが出来る。

三 清の朝鮮併合説と臨機処分権

右では、近代的裝備を有し訓練を積んだ日本軍が朝鮮政府や清軍と基本的に協力的な関係にある場合が想定されているものと言える。しかし、大鳥公使宛外相訓令第九項はそのようなものとは違う。訓令第九項の臨機処分規定は、清の朝鮮併合説に基づく清兵の大鳥公使一行への武力攻撃に対応したものと云わなければならぬだろう。このあたりの事情を長岡陸軍少佐は、混成旅団長宛訓令に関して「余り綿密なる訓令は、却つて臨機応変の処置を拘束するの嫌ひあり、殊に敵の為に通信の管鑰を握られ、制海権さへも其の手中に制せられむとする懸念あるの時に在つては、絶対に不必要であるから、極めて単簡に、『唾を吐き掛けられた位では堪忍せよ、突飛ばされて、溝の中に叩き落された場合には、開戦して差支へ無いとか、或は又、其れでも隠忍せよ、といふが如きことが分れば沢山である』とまで進言」したといふ。²⁰清による朝鮮併合策が実行されるとすれば、制海権も握られ電信の使用も期待できず本国との通信が途絶しかねない状況の中で、清軍による大鳥公使一行への攻撃すらも想定に入れておかねばならなかつた。

そのような場合、武力行使の判断は、大鳥公使に委ねられていたと云うべきであろう。朝鮮に出張する外交官と

陸軍・海軍間の連絡調整に当たる陸軍・海軍武官に対する陸軍大臣・海軍大臣訓令は、日本の出兵は公館・居留民保護の為であり「決して清国と事を起こすが為めにあらざるは断言し置く」と述べ、「我軍隊と彼軍隊との衝突は飽迄此を避け」るよう求めている。²¹日本が望んで清との戦争を企画するのではないのである。しかし、清から戦争を仕掛けられることを想定しておかなければならなかった。六月一日、海軍大臣は出先に対して「我兵と支那兵との間に行違起りたりとも其事実判然せず誤解之為め開戦せざる様」注意し、「若し我れより開戦を要する場合にも止むを得ずの外、我公使の通知を得て其事実を明にし正当なる理由に依りて着手」するよう命じている。²²原則として、開戦の是非の判断は公使に委ねる事が示されているといえる。

清軍の攻撃を受けた場合を想定して出先の大鳥公使に臨機処分権を与えたのは特異なことではなかったことがわかる。陸奥の言う「表裏二個の主義」を、表面的には戦争回避をよそおいながら実のところは清に対して戦争を仕掛けることを狙っていたのだ、と解してはなるまい。陸奥外相の大鳥公使に対する指令は、対清協調によって日清共同朝鮮内政改革の手がかりをつかむという政略目的を反映した部分と、想定されていた清の朝鮮併合策と大鳥一行に対する武力攻撃への対応を反映した部分から成っていた。外相訓令が内包する二つの方向性は、六月二日内閣によって決定された出兵方針に沿うものであったのである。

むすびにかえて

大鳥回顧談にみる朝鮮帰任時の大鳥と陸奥との会話は、どのように理解できるのだろうか。陸奥と大鳥が「支

那を遣付けよう」とする開戦論者像の傍証史料として利用することには慎重であるべきであるが、「生還を期せない」という大鳥の覚悟は「支那を遣付け」るところか、逆にやつつけられる危険性の表現であったと理解できる。

大鳥公使帰任の最悪の事態を考えると、大鳥公使と陸奥外相との間で、「今度は生還を期せないよと云ふと、陸奥は熱涙を揮って君が死ねば僕が確かに骨を拾ふ緊かり遣て呉れ給え」というやりとりがあったとしても不自然ではなかったというべきであろう。そのやりとりは出兵決定段階で日本政府と陸海軍が共有していた危惧の念の発露と受けとめることができる。ただし、それは、陸奥や大鳥がその時点で対清開戦派であったという事を意味するものではないのである。⁽²⁾

引用文は、片仮名を平仮名に直し、漢字を当用漢字に直し、適宜句読点を付した所がある。引用文中の傍線と（ ）は、特にこ
とわらない限り、引用者による。

(1) 「男爵 大鳥圭介君談 日清戦役と韓国」『時事新報』一九一〇年八月二十四日。

引用文中の傍線部は、石河幹明『福沢論吉伝』第三卷(岩波書店、一九三二年)七〇八―七〇九頁に引かれている。

大鳥の伝記、山崎有信『大鳥圭介伝』(北文館、一九一五年、マツノ書店復刻二〇一〇年、三五四頁)では、「男は陸奥外相に告ぐるに『今回の事変は顧ふに尋常一様の事にあらず、余は幸にして今日が最後とならん、生て使命を辱むるが如きは不肖の為さざる所なり』と。陸奥外相之を聞いて男の手を握り、『足下に此の決心あらば予亦何をか憾まん若し吾兄殉難の報致らば其の骨を拾ふものは必ず此の陸奥なるを記憶せられよ』と共に感涙に咽びたり」と記されている。

(2) 信夫清三郎『陸奥外交』(叢文閣、一九三五年)一四六頁。

(3) 同右、八五、一〇七、一三五、一三七頁。

- (4) 陸奥宗光著、中塚明校注『蹇蹇録』（岩波文庫、一九八三年）二五、四二頁。
- (5) 樋口雄彦『海軍諜報員になった旧幕臣―海軍少将安原金次自伝』（芙蓉書房出版、二〇一一年、以下『安原自伝』）一六六頁。
- (6) 同右、一六七頁。六月八日に常備艦隊の松島と千代田が仁川に入港したため、実際には四〇〇名余の海兵が上陸することになる（海軍軍令部編『廿七八年海戦史』上巻、春陽堂、一九〇五年、四三―四六頁）。
- また、常備艦隊司令長官海軍中將伊東祐亨の存在は、陸戦隊総指揮官兼大隊長の選任にも影響を及ぼしたと思われる。
- (7) 『安原自伝』、一六八頁。
- (8) 拙稿「『征清用兵 隔壁聴談』と日清戦争研究」『熊本法学』一二二号、二〇一一年、一八四頁。
- (9) 長岡外史『新日本の鹿島立』（小林川流堂、一九二〇年）一二頁。
- (10) 同右、一三頁。一八九四年六月八日付混成旅団長宛大本営命令、参謀本部編『明治二十七八年 日清戦史』第一卷（東京印刷株式会社、一九〇四年）付録第一。
- (11) 外務省編『日本外交文書』（巖南堂、一九五三年）第二七卷第二冊、五〇七文書。
- (12) 全文は以下の通り。
- 一、朝鮮国内乱蜂起す同国に在る本邦公使館領事館及国民を保護の爲め軍隊を派遣す
- 二、混成旅団は仁川港若くは其附近に上陸し首として京城及仁川に在る者を保護すべし
- 旅団中より歩兵一中隊（一小隊欠）を釜山に、歩兵一小隊を元山に分遣し其地に在る者を保護せしむべし但し此兵は第二次輸送の内より派遣すべし
- 三、保護の方法及外交上に関する事項に関しては常に彼地に在る本邦公使と協議すべし

『明治二十七八年 日清戦争』第一巻、附録第一一。

(13) 全文は以下の通り。「朝鮮暴徒の勢益盛なり。我公使館及人民保護のためコムセイ一旅団を派遣せらる。貴官は該国に派遣したる海軍を指揮し、我公使領事と互に気脈を通じ我陸軍と共謀して我居留地を保護し、又海上通商の保護等^(マ)外方面に於ける海軍任務の執行に任すべし」。常備艦隊司令長官「旗密書類綴」防衛省防衛研究所図書館蔵。前掲『廿七八年海戦史』上巻(四三頁)引用のものとは若干の字句の違いがある。

(14) 「陸奥宗光文書」七四―七、七四―八、国立国会図書館憲政資料室蔵。「公文別録」2A―別―165、件一三、件一四、国立公文書館蔵。一八九四年六月伊藤博文宛井上毅書翰、一八九四年六月六日付伊藤陸奥書翰『伊藤博文関係文書』(同文書研究会編、塙書房、一九七三―八一年)第一巻、三四一―三四二頁(第七二文書)、第七巻、二九二頁。井上毅書翰は明治一五年と推定されているが、内容的に見て明治二十七年六月のものと考えられる。

訓令は以下の通り。

- 一 出兵の目的は公使館領事館及帝国臣民を保護するに在ることに着眼すべし。
- 二 公使館領事館及帝国臣民保護の手続きは緊急の場合に於ける臨機処分の外全権公使と協議すべし。若し意見合わざることもあるも兵機に係る場合の外公使の議に従うべし。
- 三 京城の外各所の居留帝国臣民を保護する必要ありて一々公使と協議するを得ざる場合に於ては該地駐在の帝国領事と協議すべし。但し若し公使若くは領事と協議を経るの便宜なきときは処分の後報告すべし。
- 四 公使館領事館及帝国臣民を保護する為め正当防衛を要する場合の外は朝鮮国の内乱に干渉すべからざることに注意すべし。
- 五 帝国公使より要求あるときは各国及朝鮮人民をも場合に依りて相当の保護を与うべし。

- 六 若朝鮮政府危急に至り彼より我が公使を経て救援を求むることあるの場合に至らば、更に公使より政府の旨を伝ふるべきに依り臨機鎮圧の処分に及ぶべし。
- 七 若朝鮮国王又は其の貴顕又は各国駐在の官吏にして目前に危急の場合に迫るを見受るときは当然保護の処分を怠るべからず。
- 八 若清国より出兵の事あらば互に軍隊の相当なる敬礼を守り衝突を避け細故を以て隣誼を敗らざることに注意すべし。
- (15) 『明治二十七八年 日清戦史』第一巻、付録第一二。
- (16) 『蹇蹇録』四三頁。
- (17) 信夫淳平『外交側面談』（聚芳園、一九二七年）二五八―二五九頁。
- (18) 伊藤博文著、官沢俊義校注『憲法義解』（岩波文庫、一九四〇年）八七、八八頁。
- (19) 坂本一登「明治二十二年の内閣官制についての一考察」犬塚孝明編『明治国家の政策と思想』（吉川弘文館、二〇〇五年）を参照のこと。
- (20) 長岡前掲『新日本の鹿島立』七頁。
- (21) 一八九四年六月七日付安原金次海軍少佐、伊集院五郎海軍少佐宛西郷従道海相内訓「明治廿七八年戦時書類」（明治二十七年）巻二、防衛省防衛研究所図書館蔵。また、一八九四年六月七日付福島安正陸軍歩兵中佐、上原勇作陸軍工兵少佐宛大山巖陸軍大臣内訓『元帥上原勇作伝』上巻（同伝記編纂委員会編、同伝記刊行会、一九三七年）一五四―一五五頁。
- (22) 一八九四年六月一日伊東祐亨常備艦隊司令長官宛西郷海相「明治廿七八年戦時書類」（明治二十七年）巻一。
- (23) 陸奥外相の下で外務次官を務めていた林董は以下のように記している（由井正臣校注『後は昔の記他——林董回顧録』平凡社、一九七〇年、より）。

「総理大臣は、親しく公使に戒飭して、清国駐在官袁世凱と協議して、成丈平和に事を纏むることを令す。外務大臣も亦た、同様の意を以て書面の訓令を附与し、且つ口頭を以て訓令して曰く、『成丈平穩終局を望むと雖も、我国は前二回に毀損したる面目を回復せざるべからず。韓国に於ては、優勢を取らざるべからず。之れ最も等閑に附すべからざる大主眼なるを以て、或は干戈に訴うるの已むを得ざるに至るとも、予は辞せざる決心なり。故に、閣下の措置にして、縦し此の方向に進んで平和の破ることあるとも、其は予が十分に責任を負うが故に、閣下は寧ろ過激と思ふも顧慮する処なく、断然たる措置を執らるべし』と云う」（『後は昔の記』二五七頁）。

「先之在韓公使大鳥圭介氏は、六月五日水兵四、五百人を得て東京を發程し、京城の任所に赴く。氏が総理大臣より受けたる旨は、我国の榮譽と利益とを傷けざる限りは成たけ事を穩便に片付くべしというに在り。外務大臣より表向きの訓令も亦之と同様の意義を帯びたる文面なり。されど外務大臣は、親しく大鳥氏に語りて曰く、『縦令事の往違より、又は公使の果断より戦端を開くことあるも、其責には此身自ら任ずべきが故に、少しも躊躇する所なく百事を執行せられたし』と、恰も可成は開戦の方策を執るべしと言わぬ計に訓示され、予も其席にありて之を聞きたれども、大鳥氏は其身責任の路に当り、総理大臣の旨と外務大臣の書面の訓令に反して、口頭の訓示に重きを置かざりしは無理ならぬことにして、世間普通の道理上より考え、平和を主とし、戦争を避くるを努めたりしは尤の事なり」（『回顧録』七六頁）。

外交官の経験を有し国際法と外交史の両分野の研究で知られる信夫淳平は「国の和戦を決するといふ極めて機微なる際に処しては、訓令を發する外務大臣にも、之を受けて其の指揮の下に行動する使臣にも、余ほど頭の働き工合や手心の要るもので、別して使臣は本国政府の真意を表裏共に徹底的に理解して居るものでなければ、往々機宜を誤ることがある」とし、『後は昔の記』を引きながら大鳥公使が「機宜を誤」らんとしたところを陸奥が苦心して開戦に持ち込んだと論じている（信夫淳平、前掲『外交側面史談』二五九―二六一頁）。しかし、これは、前に引いた同じ筆者の「外務大臣の在外使

「臣への訓令は明確、周到、緊括、堅勁、一言にして云へば、能く要領を得、使臣をして惑ふ勿らしむものたるを要する」という主張と矛盾するのではなからうか。和戦を決するような場合においてこそ使臣を惑わせるような口頭訓令などを出すべきではなからう。林董が云うように陸奥が政府訓令と逆行するような口頭訓令を出していたとするならば、信夫淳平の議論では、陸奥の処置は使臣をして惑わしめる悪しき振る舞いに他ならないのではないか。しかし、信夫淳平は陸奥ではなくあたかも大鳥に外交官としての技倆に足らざるものがあつたかのような議論を展開する。

しかし、今日では林董の言い分を額面通り受け取るわけにはゆかない。本稿で論じたように、清からの攻撃を受ける事態を想定して大鳥公使に臨機処分の権を与えたことと、林が記すように「可成は開戦の方策を執るべし」といわぬばかりの陸奥口頭訓令では意味が大きく違ってくる。上奏され、総理大臣・陸軍大臣・海軍大臣へも写しが送付された外相訓令に反する口頭訓令を陸奥外相が伝えたとするならば、陸奥が政府決定を陰謀を以て覆そうとした事を意味しよう。林董は、陸奥を明治政府に対する懲りない反逆者に仕立て上げたかっただけだろうか、それとも、日清戦争勝利の立役者として陸奥を顕彰しただけなのであろうか。林董が描く陸奥像は、人をして甚だしく誇張されている感を抱かしめる。